

Title	Liberi homines, centena et centenarius
Sub Title	
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.8 (1959. 8) ,p.685(15)- 707(37)
JaLC DOI	10.14991/001.19590801-0015
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590801-0015">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590801-0015</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

則に包摂さるべきものと考えたのである(ワグナアが歴史的相対的なものだという課税の普遍・平等の要求を内容とする公正の原則なるものは、租税政策の決定にとっての前提であって、課税諸原則の優先順位の問題にならない)。そして、税務行政上の原則は、租税収入の調達のために、いかなる税源と結びつけようとするか。従っていかなる形態の租税(税種)を通じて結びつけようとするか、その税源と税種の選択によって租税徴収に於ける犠牲を最少ならしめようとする技術的条件を示しているものと解釈するようになった。

大正年代末から昭和年代初期にかけて、先進諸学者の著作によって教えられて行った過程に於て生じた疑問は、ここに提示した三つの課題のみではない。なおいくつかの疑問があった。しかし、この三つの課題ですらも、一九五〇年代の財政学に於て完全に理解されているとは断言し得ない。

#### 五、ケインズ理論導入の径路について

昭和年代初期の前記の先進諸学者の著作に続いて、一九三〇年代後期から四〇年代にかけて刊行された財政学書で、特に私が興味をもって読んだのは、安藤春夫著「国家経済と公債経済」(昭和十一年)、島恭彦著「近世租税思想史」(昭和十三年)、青木得三・山口忠夫共著「国家経済と国民経済」(昭和十六年)、松野賢吾著「租税転嫁論」(昭和十八年)、永田清著「現代財政学の理論」(昭和十二年)および「財政学の展開」(昭和十七年)などであった。これらの

諸著作のうちでも、殊に安藤教授の公債負担転嫁論、青木博士・山口教授の国家経費の理論的分析、松野教授の租税転嫁動態理論、島教授の近世初期に於ける英仏の租税思想の発展などの優れた研究によって教えられる所が多かった。永田教授は「財政の本質は配置概念である」という(財政学の展開、一一頁)。

これらの諸書に提示されている課題は、現在の財政学研究者も関心を持つべきものであるが、現代財政学の前提段階の回顧として特に記して置かなければならないと思うことは、ケインズの「雇用・利子・貨幣の一般理論」(一九三六年)の新しい理論の影響が、いかなる径路を通じて、いかなる形態で、日本の財政学にも最も早く現われたかと云うことである。前記の諸著作に於ては、ケインズの「一般理論」およびハンセンの「財政政策と景気循環」(一九四一年)は引用されていない。ところが、ケインズの「一般理論」を採り入れているドイツの Zachmann, Volkswirtschaftliche Theorie des Staatskredits(1938)が、永田教授の「財政学の展開」(第十二章、公債論の三つの型)に引用されている。そこでケインズの「一般理論」の影響が日本の財政学書に最も早く現われたのは、(一)直接にケインズからではなく、また(二)ハンセンを通じてではなく、(三)ドイツのツアハマンの公債論を通じてであったということになる。

(昭和年代初期の日本の財政学の転換過程の回顧について、詳しくは、前記、慶応義塾創立百年記念論文集「日本に於ける経済学の百年の歩み」下巻に所載の拙稿を参照されたい。)

## Liberi homines, centena et centenarius. (一)

宇 尾 野 久

十九世紀の自由思想の産物としての Hundertschaft の古典理論に対して国制史の上で著しい転換が起っていることはすでにくりかえし紹介されてきた。そのような古典学説批判の契機となった

ルマン部族法典の自由人 (ingenius—der gewöhnliche Freie oder Vollfreie) から区別されるカロリング時代のいわゆる国王自由人 (Königsfreien) については liberi homines, franci, franci homines, bargildi, arimanni 等の名称でカロリング時代の勅令 (Capitularia) その他の記録に屢々みうけられる。しかし之等の自由人はいわゆる王料地 (Hsci, Fiskalland) のみでなく、カロリング時代の国王都市 (Königsburgen) での mercatores regis (国王商人) と同じ国王の庇護 (Königsmant) のもとで Muntmann (Munting) の書状による特権を与えられていた。国王商人はそのような庇護に対して定期的な貢納を国庫に納めねばならなかった。しかし burgus (civitas) regni に接続した mercatores regis の住み Wik 内の共同体 (coniuratio) 形成によって Liberi homines, centena et centenarius

いはカロリング期においては何も述べ得ない。之等の国王商人は自由人として、伯またはヴィク伯の高級裁判に服していた。

A. Dopsch, H. Dannenbauer, W. Schlesinger, F. Steinbach, Th. Mayer, K. Verheine 等によって私的文獻の *livellari* と区別された liberi homines (bargildi, arimanni) の最初の条件とみなされている王料地居住の範圍は、若し H. Planitz が正しいとするように mercatores regis が liberi homines の広義のカテゴリーに含まれるとすると、王の curtis (Hof) や境界地または開墾地のみならず、国王の都市にも拡大されねばならない。

第二に右の条件が成立すると H. Dannenbauer がカロリング時代の軍制に関連して扱った liberi homines (Königsfreien) の史的意義はここに著しい制約を被ることになる。なぜならこれらの mercatores regis は一般に軍事奉仕の義務を負わず、上述の定期貢納は王の保護特権に対するもので、軍役免除の対価ではな

い。もっとも国王の商人が自身のために行なう武装は国王の保護特権(国内の取引の自由、自由移住権、関税免除)のうちに含まれてゐる。

従つて H. Dannenbauer が軍政—経済—王権の線(Die Freien im karolingischen Heer)で把握しようとした国王自由人の経済、軍政上の機能は当時の社会の必要条件ではあるが国王自由人の史的個性を浮き彫りにする充分条件ではない。

注 このような研究上の間隙は都市研究、地方史研究と言つた研究分野が専門化したこととの必然的な欠陥からも起ることについて H. Dannenbauer 自身を指摘してゐる(Aus Verfassungsgeschichte und Landesgeschichte. Bd. 1. S. 6.)。

そこで *liberi homines* や *mercatores regis* の厳密な二枚の映像をかさねることになり、その共通項を消去しながら国王自由人の特異な点を取り出すと結局国王自由人の裁判共同体又は行政地域共同体の面があらわれてくる。そのような観点から *liberi homines, centena et centenarius* の諸説を考察する。

1. Theodor Mayer, *Königtum und Gemein-freiheit im frühen Mittelalter.*

一九四三年に発表された右の論文において Theodor Mayer は次のように述べている。

まず人民の政治組織としての国家と人民の等族的構成が問題とな

た。この場合 „Volk“ といふ言葉はもともと *exercitus* (des *Kriegsvolk* 軍隊) を意味する。軍に所属する人間は、自由であり、部族的構成員でもある。軍への所属と国民への所属、王への直接の關係と個々の人民の自由は相互に相対応する。軍隊を補充するためにランゴバルト人は不自由民を解放し、その部族の出身でなくとも軍の成員とすることによって部族の成員となりまた自由なランゴバルト人となった。このように軍隊への所属によって政治的な意味での国民への所属が一般に基礎づけられた。そして軍人は一般国民に優越していた。

個々人の法的地位はたとえ排他的でなくとも王への關係及びそれと同時に王があらわす国家的権力への關係によって規定された。このような身分關係は人命金によって表現されるが、たとえばバイエルンでは戦争奉仕をする御料地民(*hscaftin*)は部族自由民(*liber*)の人命金(*veregeldum*)をうける。したがって戦争奉仕は明らかに従来の身分差別に対する相殺的な作用をおよぼした。このような事情からみて王の支配が達成される以前すでにゲルマン部族の社会制度は家長的貴族的であり、決して民主的ではなかった。つまりそれは一つの国制の形態(部族社会)から他の形態(君主制)への移行を示した同時に国家を形成し、等族を構成する王の力(„dynamic“ oder *Triebkraft*)を明示する。

この事態から *ingenuus* とつた „*Altfreier*“ (oder *Vollfreier*) に対し *homo francus* とつた王との關係を *liberi homines, centena et centenarius*

るが、そのような国家と国制の相互作用がみられ、最高の国家権力と広汎な国民層の間に支配権をも自ら要求する層が入りこみ、そのために封建的な国家秩序が生じた。そしてまた管轄の中央集権化に對立する自然的条件や技術的困難が封建的秩序の形成を助長する。そのような諸困難の克服が国家に組織された民族的な力の伸張に決定的な役割を演ずる。

先に問題とした人民の等族的構成(Die ständische Gliederung des *Volk*es—*strata*)についても人民を国家にひきつけ、人民の広汎な層に自由を与え、国家と人民の間にわりこんだ中間層つまり封建的諸勢力(豪族)から人民を解放することが国制上の中心問題となる。

注 中世後期における *ligetas* (*ligesse*) (*ligus homo, ligium homagium*)の原理がここで最初にあらわれる。このような傾向は自由を媒介として後期ラント諸侯にもみられる。

ところでタキトウスの時代にゲルマン人は王制と非王制の二つの形をとっている。<sup>(8)</sup>しかし民族移動や戦争の過程で統一的な指導が必要となった。そのようなものとして軍人王(*Heerkönige*)とその従士団(*Gefolgschaft*)が形成される。このような軍人王(例えば東ゴートのテオドリック大王)は一部族民のみでなく種々な部族が統合された軍の指導者であった。そして軍の成員は王との対人的な随従關係(*ein persönliches Gefolgschaftsverhältnis*)により、封建的な中間層によって中断されず直接王との結合關係に入

*ingenuus* (200 Schillinge)の三倍の人命金(600 Schillinge)が支払われるいわば国王自由人(*Königsfreier*)ともいふべき人々が部族法(*Lex Chamav. C. 8.*)にあらわれてくる。

そのようなものとしてスペインマルクのスペインからの逃亡者 *hostolenses* およびランゴバルトの *arimannus* 等があげられる。*hostolenses* はその軍事奉仕のために *hostolenses* (*Heerfahrt-männer* 出征者)と呼ばれ、軍事奉仕の外に国境の哨戒や貢納の義務を負い、直接伯(*comes*)に服する。しかし伯には之等の *hostolenses* を自分の目的のために使用したり、不当な貢納を課したりすることは嚴重に禁じられている。之等の人々は広義の王料地(未墾地)を保有し、貢納義務を負い、軍事奉仕義務を負うとは言え、いかなる封建的権力にも服さず、自由であり、その自由は典型的な国家直属民の性格をもつ。

*arimannus* も *hostolenses* (*exercitales*) と同じ状態にあるが、王の裁判にしか服さず、国家に由来する土地を保有するが国家当局の許可なしには之を移譲できない。その保有地は *arimannia* と呼ばれ、またそこから給付される貢納も同じ名でよばれた。

オットー大帝は九六七年に一般に *fermanni* と呼ばれる自由人(*liberi homines*)と共に *Romagnano* ブルグを聖ゼノ修道院に与えた。このような私的な領主権のもとに移行した *arimannus* は屢々ほとんど *ivellarii* と区別しがたい。

この *arimannus* の起源については五三一年にフランク人がチ

リング人と戦争をやった時フランク人と共に戦おうとしたザクセン人に土地所有を約束し、近隣のランゴバルト人がこれにみならうことから起った。

王に対して戦争随従関係に立った人々は王から土地所有を許され、自由人とみなされたが、しかし古い原自由人 (*die alten Hohen*) の意味でなく、国家的臣従によって拘束された自由の意味での自由人とみられた。

一九四三年に *Erich Frihr. v. Guttenberg* によってその基本テーゼにはついてゆけないと否定的な論評をうけた *W. Schlesinger* は、*„Gemeinfreiheit“* と言った概念は実に盛期中世以前にもまず王料地で形成されたとのべている。しかしすべての新植民者がその自由を得たか否かは不明であり、之等の人々が貴族や都市または教会の私的支配のもとに移った場合にはたとえその権利や義務に変更がなくともその *„Freiheit“* を失い、直接王に服属しなくなる。このようにフランク人の中に国王直臣が居り、その国王直臣の中に *„Gemeinfreien“* (つまり *Hochfreien* とことなりその自由を国王からみちびき出すがしかし国家に包摂されない自由人が居る。之等の *„Gemeinfreien“* はその割当られた土地につき *osterstnufa, medem, census regis, arimannia* 等と呼ばれた貢納を王自身へ、つまり国庫 (*fiscus*) へ納め、スペインからの逃亡者にみられるように王に軍事奉仕の義務を負った。フランクの支配はザクセンにおいて *liberi* を *„Gemeinfreien“*

とし、*laten* をも同様な地位につけようとした。ランゴバルトの *exercitales* や ウェストフールン、オストフールンに多い *bargildi* またはバイエルン地方の *parascali* もそのようなものとしてあげられる。

その自由を王の特別な貸与にまたは王への直接の關係に負わない古い自由人を王が右のようなやり方で支配したとか、またその支配権が王に贈与されたといったことは考えられ得ない。古い完全自由人 (*die alten Vollfreien*) は *Vasillen* (*Leudes*), *Mannen* (*homines*) であつたが、王の直臣 (*Untertanen*) ではなかつた、したがって国王自由人のような無条件の王の支配権力には服しない。

家長的—貴族的国家形態から君主制国家形態への転化は全国民に基本的な変化を生じた。部族社会においては等族的構成が国家に対して主要な要素であつたのに、等族的構成は逆に王又は一般的に国家から規定されるようになった。そのような国王支配体制はゲルマン民族の大移動と関連して丁度五〇〇年迄に完成する。この国王支配体制はゲルマンの国制史上の決定的な転換点となる。このようにして新しい君主制国家形態が創造され、その際軍人王制が決定的な原動力であつた。軍人王 (*Der Heerkönig*) が軍隊を形成し、国民は軍人から成り立ち、国民は国家となつた、しかし国王がその推進力 (*die treibende Kraft*) であつた。だが王権の衰退、自由人の軍事奉仕の凋落と共に自由人の社会的地位が低下し、自由人と

王の間に貴族がわりこんできた。王の役人として自由人がそれに服し、自由人の奉仕を徴発する伯は六一四年の有名なバリー告示以来伯の管区内に土地を所有するこれらの貴族から任命されることになつたが之等の自由人の奉仕をますます自己の私的な目的のために要求するようになった。そのために発布された禁止令がこの間の事情を示唆している。しかしこういふ自由の根柢は全然忘れ去られずに中世最盛期に再び復活する。

*Die Entstehung des „modernen“ Staates im Mittelalter und die freien Bauern.* 1937. からの前進として展開されたこの著作の中で *Theodor Mayer* はフランク社会の新旧自由人つまり *„Die alten Vollfreien“* と *„Die Königsfreien“* を厳密に區別している。従つて、*Bargilden* についての前稿<sup>(註)</sup>で設置した基本線がここでの確に証明される訳である。

この論文で *Th. Mayer* が国家において大きな比重は、国制史研究の性質上やむを得ないとしてもあまりにも大きなひびきをもつてあらわれることと更に国王—人民の軍編成及びその軍事的機能の強調が強烈に感じられる。この論文の書かれた時期からの影響を考慮して当然のこととも云えるが軍事をこの時代の日常の仕事又は全般的条件として考へるときむしろ租税負担を知らなかつた *die alten Vollfreien* からみた *„Königsfreien“* の特異性としてその経済的機能 (つまり *„Königszins“* と) の機能が大きく浮び上つてゐる (*F. Lütge*)。

*Liberi homines, centena et centenarius*

このように軍事的機能を一般条件として留保することにより *liberi homines* の経済的機能及び裁判団体の成員としての機能がカロリング社会にどのような意義をしめるかが問題とならう。そしてこのようないわば新しい等族原理及びそれと結びついた王料地知行制度の史的研究は古典的な *Vasallität* と *Lehnswesen* の諸説に対する法制史家の新理論の再建を迫つてゐる。

## 1) Heinrich Dannerbauer, Hundertschaft, centena und huntari. 1949.

一九四一年の *„Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen.“* の *Werner Wittich* の領土制理論又は貴族支配の原理をゲルマン時代にまで拡張したのちこの論文で古典的な *Hundertschaft* 説にあらたな批判を加えている。

ゲルマンの *Hundertschaft* についての *H. Brunner* の *Heerestheorie* 更に *Rietschel* の *Hundertschaft* を *1000* マンヘンの領域 (*ein Bezirk von hundert Hufen*) とし、またこのゲルマン時代の *Hundertschaft* を徴税区 (*Steuerbezirk*) とする主張を否定し、またこの *Hundertschaft* を防衛区 (*Wehrbezirk*) として理解しようとする主張を *H. Brunner* の *Heerestheorie* のまわりみぢすぎたといふ。

*Ol. Frih. v. Schwerin* の *Hundertschaft* は何等数でなく戦士の不確定な集団にすぎないとの説も全くの空中の樓閣にすぎない

と述べる。このような原始ゲルマンの Hundertschaft についての古典学説は全く内容の空虚なものであり、その仮説はスウェーデンやドイツ北部、西部、東部にゲルマンの故地を求める結果にみちびき、またすべての研究者は例外なしにゲルマン国家は充分秩序づけられた政治的な公共同体 (Gemeinwesen) であったといった基本観念から出発した。そしてそこでは大小の地区に分かれ、一般自由の平等な権利の農民が自治を行なうといった十九世紀の理想国家が描かれる。このようないわば希望像が十九世紀の全国制研究や法制史研究を支配していた。

Caesar や Tacitus の centeni から裁判や行政区としての古典的理論の Hundertschaft の概念をまねがってみちびき出そうとした。フランク時代の centena は中世にモーゼルランド、ハッセン及びマイン河附近の東フランク領域で Zent, Zentgericht として生きつづけ、ラインランドでも Hunnschaft または類似のものとして存続する。フレンマン人においてもカロリング時代に centena が一つの管区としてあらわれる。それと並んでドイツ的な表現としての Huntari がしばしばあらわれてくる。同様にフリーゼンやスウェーデンでも hunderi, hundari といった表現がみられる。これはアングロサクソンでは Domesday Book 等において hundred と呼ばれている。バイエルン、ランゴバルトや西ゴートではそれに相当するラテン語やドイツ語の表現がみられないがしかし Hundertschaft の長と説明されてきた centurio や centenarius が

みうけられ、古ザクセンでは hunno といったことがラテン語の centurio の翻訳としてあらわれてくる。

H. Dannenbauer は H. hundari, huntari のイギリス、スウェーデン、フリースランド、フレンマンニオンにおける状況を検討し、例えばスウェーデンの Hundaren はもともと独立の相互に関連性のない政治的共同体であり、後にはじめて centena が伯の下級裁判区、行政区としての性格、また centenarius が役人としての性格をおびたこと言及している。

huntari は „in pago Hattinhuntare et Sulhgeuwa, in comitatibus Perengerii et Eparhardi“ (ann. 888) のように時には Gau と同一視される。しかし Gau (pagus) は Comitatus (古く表現では Gaugrafschaft) のひとつの行政区 (ein Verwaltungsbereich) ではなく単に一地方、つまり地理的な一単位であるがしかし政治的な単位ではない。従って九世紀には huntari は centena や comitatus と同じ管区ではなく単に地理的な記号にすぎない。このような huntaren, Gaue, Taler はじたる処同じような古い貴族支配のもとにある。

Centena の史的分布についてはカロリング時代に centena は伯職領 (comitatus) の下級管区としてあらわれ、centenarius は伯の下級役人としてあらわれる。なお H. Brunner-v. Schverin の古典学説では centeni への行政区の区分はメロヴィング時代にはじめて次第に遂行された。そして centena の起源についても

当然ゲルマン起源とみなされ、フランク人が原始時代以来所有し、征服されたガリアにもそれを導入した Hundertschaft ということになっていった。しかし centena はフランク時代以後ドイツのたいていの土地に存続しなくなり、北ドイツでは centena は全然存在せず、バイエルンでは十三世紀に cent とした表現は「どの州でも、州の裁判官は centenarii と呼ばれ、吾々のもとで dingstet (Dingstätte) と言う裁判の場所はそこでは cend と呼ばれる」(SSXVII 357 n.) といった説明が必要となっている状態にあった。フレンマンニオンでは centena や centenarius は十世紀の半ば後にはもはや証明されず、cent, centgraf といった表現は全シュワベン領域で全く用いられていない。単にネッカー河下流とライン河の間で、またマイン河と中部ライン河及びモーゼル河附近で、さらにバムベルク、ウエルツブルク、マインツ、トリールの司教区の領域でのみ cent や centgraf の記述が新しい世紀まで生きのびていた。これらの地方はまさにフランクの土地である。しかしフランクの支配から導入されたが根をおろしておらずまたフランク帝国の解体後崩壊したほかのライン右岸領域で土着のものでない制度が問題になるように思える。つまり centena とか centenarius の制度はフランクの部族領域でしかしっかりした地歩を占めていなかった。

Centenarius はメロヴィング時代にサリ人、リプアリア人、フレンマン人の法典にあらわれ、さらにカロリング時代にカマーウ人の

Liberi homines, centena et centenarius

法典にあげられている。しかしメロヴィング時代の記述資料では、聖者伝の二つの短い個処<sup>(16)</sup>以外 centenarius の記述はみあたらない。centenarius はメロヴィングの王室文書でも一回もみられず、カロリングのように頻繁にはなく、たまに偽文書中であらわれたとしても他の役人や榮譽保持者と並んでただ一般的に宛書の中で述べられているにすぎない。しかしメロヴィング末期の私文書の中で centenarius や centena が屢々現われてくる。centenarius はメロヴィング期の書式集の中でもみうけられない。しかし八世紀後半にはじめてみうけられる。

之等の表現が頻繁にみうけられるのはなんとと言ってもやはりカロリング時代であり、comites や vicarii と並んで centenarii が述べられている王室文書の外に屢々勅令 (capitulare) の中で centenarius があげられている。St. Gallen や Freising の文書は東フランク帝国内における最多数の centenarius をあげている。ロルジュ聖堂は一回ノドヴィック王 (ann. 858, März 18.) の時代に comites, vicarii と並んで centenarii を記述しており、ノルダ文書もおそらくオットーの時代とおもわれる一文書<sup>(17)</sup>で centenarius を書き記している。なおその外に Weissenburg, Murbach, Eichstätt, St. Trudpert, Passau, St. Bertin, St. Gallen 等の資料でも之等の表現がみられる。centena と呼ばれる Bezirk は Neustria のサン・シエルマン・デ・ブレ修道院の土地台帳<sup>(18)</sup>としてしばみうけられるが、Capitulare de villis 及び Prümner Urbar<sup>(19)</sup>

の centena は伯職領(伯職管理区)の下級管区ではなく、資財管理(Güterverwaltung)の構成要素である。

Centena の構成員は上述のように貢子(貢納)義務者であり、クプレティエンの法では王の貢子貢納義務ある国有地を買い取る者に土地に負わされた貢納をも引き受けねばならない。文書は国王自由人(Liberi homines, franci homines)が王料地を耕すために王へ支払わねばならない貢子や奉仕(tributa et servicia)について述べている。

スペインの境界地やその他の荒蕪地は王の土地であり、ここに人々が移植した。之等の移植者は之等の王料地を相続的所有で所持し、之等の centena は自分のために裁判共同体をつくり、刑事事件の場合にのみ伯の裁判に服した。こういった王料地の利用のための反対給付として、国王自由人は軍事奉仕の義務を負い、境界地で普通のこととなっている見張りや紛争処理の義務を負っていた。そのため彼等は貢子支払から解放されねばならないといったことが明瞭に文書に記されている。

しかし勅令、法令、その他の文書は大抵、王領地に住む自由人はそのために王に奉仕や貢納(servitium und tributum oder census)の義務を負うことを一様にみとめている。この貢子の名称は'modius regius(Königsscheffel), medem(特ライインラングで)stuofa(東フランクで)と呼ばれている。ほかにtributumと並んであげられているdecima(Zent)も亦王料地の

利用のための貢納である。之等の国王貢子貢納人(Königszinsler)とcentenaの並存は決して偶然ではなくcentenariusとKönigszinslerの関係を媒介として、つまりcentena—centenarius—Königszinslerの關係によって解くことができる。

Centena は homines(Lente)が王料地に住み、王に貢子を支払う一管区(ein Bezirk)であることが証明され、centenariusはその長(magister-Oberer)であることが証明される。このことは開墾、植民の領域でも同様である。

このような国有地での自由民の植民、国王の貢子、centenariusの密接な關係はすでにランゴバルドのイタリーで示されている(Fed. Schneider)。つまりここでは危険な境界地帯の防禦のため自由なランゴバルド人の全グループが王料地に居住し、軍事奉仕を行ない、また貢納を支払った、そしてこのグループの指揮者はcentenariusすなわちランゴバルド語で'sculdalisと言った。このランゴバルドのcentenariusはゲルマン起源のHunderschaftと何等關係なく、末期ローマ帝国の古くcenturioに外ならない。之等の住民の多くはローマのcastellumに住み、その領域を形成する。このような自由人(Liberi)は閉鎖された共同体を形成し、そのようなものとして教世紀後、スタウフアー時代にも証明される。

なおメロヴィング時代の文書にcentenaの記述が不足しているがそれはおそらくこの時代のcentenarius—centenaがいまだ行

政、裁判団体の性格を取得せず、軍政経済的な制度として後期ローマから受け継がれたからであろう。

メロヴィングの社会、文化の性格はたしかにローマ的な傾向をもつ(H. Lütge)。

フランク帝国でも国家植民はランゴバルドにおとらず熱心に行なわれた。国境地でのローマの駐屯軍団の制度がフランクにうつがれ、その主要任務は軍事経済的給付にあった。上述のarimannenと並んでlaetiも亦同様に軍事的な植民者であった。之のlaetiの住む土地は王領地としてフランクの王に帰属し、またその住民はすでにローマ時代に団体(corpora)として組織されており、その固有の法にしたがって生活していたが、フランク時代にはさらに封鎖的な共同体にとどまり、直接王に服し、また王に貢子と軍事奉仕の義務を負っていた。ランゴバルドのarimannenも亦そのような過程を経て封鎖的な団体となっていた。

これらのcenteniの長であるcentenariusはフランクの部族的な役人又は公的管理の役人ではなく、王料地の御料地役人である。そしてその構成は例えばモーゼルランドのKrovの王料地の場合のようにその„Hochgericht“ (oder „Gemeinde“)の管区は三つまたは四つのZendereienに分かれ、その各々が夫々の裁判(Zending)をめぐらしたべめらたなつた。

Centenariusはとりわけ追捕吏又はそのcentenaの武装召集軍の指揮者として活動する。この上級裁判管区の住民は共同体

Liberi homines, centena et centenarius

„Einung“ oder „Gemeinde“)を構成し、また大森林マルクの利用への共同の持分をもつ、個々のZendereienはその外になおとくべつなアルメンデをもち、(Crov) Zenderがその監督をやる。

注 然しH. Dannenbauerのモデルのとり方は若干無理である。Das Kröver Hochgerichtに所属する六つのEinzelhöfen(後に成立した)と八つのDörfer(Krov, Kinheim, Reil, Kewenich, Bengel, Kinderbeuren, Erden und Kinder)のうち最初の二村落は八世紀にすでに成立しているが、Reilは十一世紀、残りの村は十二世紀に成立したものである。centena—centenarius(als Gerichtsbeamter)の軍事、治安集団から裁判又は管区共同体への転換の時期判定には不十分である。つまり十一、十二世紀のZentと八、九世紀のcentenaの史的連続性については何も語らない。ライン、マイン、モーゼル流域のcentenaがローマ時代の遺物であり、ウエルツブルグやマンヘルツ司教区のcentgerichteやcentgrafenがフランク時代から十一、十二世紀まで連続するかにについてはすべてが証明されている訳ではない。

五九六年のDecretio Childericiではcentenaとその他のtermini fidelium nostrum(adelige Grundherrschaft)が区別されており、centenaは公的な行政の管区ではなく、王のグメントヘルツァフトの管区であった。このようにフランクのcentena

は警察、経済、司法、戦争奉仕の目的のための王料地(*the frosen hsc*)の組織形態であり、同時にいわゆる国王自由人が王への貨子支払や戦争奉仕義務で、特別な役人、つまり *centenarius* のもとで裁判共同体として、大小の封鎖的なグループをなして定住させられた開墾地での国家的な国内植民の補助手段である。

之等の *Königszins* に対する官公用語は普通には *liberi homines* ではなく *freie Leute* である。そしてこれらの *liberi homines* は普通の自由人、つまり部族法の *ingenui* からはっきり区別された。

イタリー、東フランク、ザクセンでは *bergidi* の別名でよばれ、また一般に *franci*, *franci homines* の名称でカロリング時代の *capitulare* や八十一世紀の文書にも頻繁にあらわれる。旧カロリング帝国の西方やドイツ等その地理的分布は *Bourgogne*, *De de France*, *Comerse*, *Niederhein*, *Eifel*, *Thüringen*, *Waser* の広汎な地域にわたっている。 *Spanische Mark*, *Gerona* 及び *Barcelona* も亦この分布に関連している。

*Centenarius* の制度に因してもそれが何処から起ったかといった問題は今や起らない。その故国はゲルマニアに求めらるべきでなく、メロヴィングの王はそれをほかの役人、つまり *comites*, *duces*, *domestici*, *tribuni*, *referendarii* と同じようにその文書や書記局と一緒にローマ帝国の遺産からうけついでた。

このようにゲルマンの国家(*civitas*)が *Hunderttschaft* に分か

たれ、民族移動中の軍の区分と共通に定住を通じて成立した *Hunderttschaft* が国家領域の下級管区を形成し、その住民は自由で平等な権利の農民で、一緒に軍隊で戦い、その民会で自分で選んだ長老または役人のもとで裁判し、すべての重要なことを一緒に決めるといった古典学説はその根拠が稀薄である。

イギリスのアングロサクソンの *hundred*、スウェーデン、フーレン、フレンマンネンの *hundari* (*hunderi*, *huntari*) それにフランクの *centena* はすべて *Hundert* に帰着し、その一致は共通の起源によるのみ説明され、*Hunderttschaft* は従って最古の時代に遡及し、原始ゲルマン国家の本質的な構成要素のようにみえる。しかし少なくともフランクの *centena* は後期にカロリング帝国の西部では国家行政の下級管区であり、元来なにかちがったところがあつた、またゲルマン起源でもない、それはもともと国家的官僚組織の一環でなしに王料地又は王のグルントヘルンシャフトの管理の一部であつた。

他方スウェーデン、フリーセン及びフレンマンネンの *hundari* はまたそれと事情がちがつていた。この *hundari* は実際早い世紀にまで遡及したゲルマン共通の所有物である。しかしその内容は之まで考えられていたのとはちがっている。つまり大きな全体の一部、即ちゲルマン国家の下級管区でなしに、それ自体が全体であり、原始時代のゲルマン国家なのである。勿論平等かつ自由な農民の民主的な国家ではなく貴族的な一人の長老、一人の首長または小王が

支配する領域なのである。こうした *Gaukönigreich* でゲルマン諸部族は何世紀もその古い貴族の血縁者の支配のもとで暮らしてきた。

従つてフランクの *centena* とゲルマンの *huntari* は根本的にかちがつたものであり、お互に何等の關係もない。やがてこの二つのものは古典学説のゲルマンの *Hunderttschaft* と何の關係もない。ゲルマン部族の政治生活形態は小農民的な民主政治ではなして、原始時代以来貴族支配である。

以上のように十九世紀の自由平等な民主的理想主義に基づくゲルマンの *Markgenossenschaft* 説及び古典的な *Hunderttschaft* 説の徹底した反動として H. Dannenbauer は前掲の Th. Mayer の論文が *ingenui* と *liberi homines* の夫々の歴史的な意義を慎重に考慮しているのに対して、*liberi homines* の史的な役割を強く前面におし出してくる。そして軍政及び裁判共同体、小宇宙的な政治的共同体の観点からゲルマンのつわゆる *Adelsherrschaft* の基本線をみちびき出す。

しかしながら Franz Steinbach はそのようにならざる *Adelsherrschaft* の史的個性を承認しながらも H. Dannenbauer からかなりの相違を示す。

### 三' Franz Steinbach, Hundertschar, Centena und Zentgericht.

*liberi homines, centena et centenarius.*

Franz Steinbach はまずその師 H. Aubin が三〇年前でそのセミナーで、ドイツ国制史の諸問題で F. Steinbach をみちびいた事情から始める。そして H. Aubin が抽象的な国制史の概念を生き生きとした内容をもって充たすようにその門下生に指示したのとべている。

F. Steinbach のこの論文は上述の H. Dannenbauer の著作の批判の立場に立ち、Klaus Verheij もまたこの F. Steinbach の立場を後述の Th. Mayer の論文と共に承認している。そのような Franz Steinbach の論旨は主要次のようなものである。

一方では上級裁判の *centena* と *Hunnien*、他方ではモーセルやライン地域での *Zendereien* や *Hunschaften* として知られている *Nachbarschaftsgemeinden* の共通の根源と分岐を把握しようとして F. Steinbach は努力する。しかし Steinbach も亦古典理論の弱さをみとめ、H. Dannenbauer の大胆な研究をたたえている。たとえば上述の H. Dannenbauer の見解「フランクの *centena* が存在し、またゲルマンの *Huntari* が存在した。両者は基本的にちがつたものであり、互になんの關係もない。また両者は古典学説のゲルマンの *Hunderttschaft* と關係がない。このゲルマンの *Hunderttschaft* は実在しなかつた。ゲルマンの国制にはその証拠もなければ、その余地もない。ゲルマン部族民の政治的生活形態は小農民的民主制ではなく、原始時代以来貴族支配である。」を引証し、基本線において一部分ダンネンバウアーの見解に

接近するが本質的な点ではそれからはなれる。

### 1. Die germanische Hundertschar.

タキトゥスによつて「二つのはっきりとちがつておりまた混同され得ない Hundertschar が、明瞭に証明されている。つまり軍百人衆 (Heereshundertschar) と裁判百人衆 (Gerichtshundertschar) がそうである。この軍百人衆は正規の軍隊区分の成員でなく精鋭隊 (Elitetruppe) である。そしてこの Hundertschar は centeni とつた敬称で呼ばれており、もともと百人の若人が軍の精鋭としてえらばれたものである。しかしタキトゥスはこの数が厳密に保持されなかったことを明瞭にみとめている。<sup>(24)</sup>

もう一つの百人衆は人民の中から一〇〇人 (centeni ex plebe comites) えらばれたものであり、全裁判部族民の構成つまり裁判共同体ではなく、軍百人衆の場合と同様すぐられたものなのである。<sup>(25)</sup>

多数の Hundertschar の設定はフランク帝国ではじめて行なわれた。しかし裁判共同体としてのゲルマンの Hundertschaft はロマンティックなまた自由主義的な十九世紀の時代錯誤的な幻想にすぎず、資料的にも立証できない。この点で F. Steinbach は Dannbauer に無条件に賛成している。ゲルマン時代には Hundertschaftsgemeinde は存在し得なかったし、タキトゥスの発言を何ら根拠のない信頼に値しないものとして、かたづけられない以上

Hundertschaft の Heerestheorie, Sippenheorie, Hufenheorie, Mengentheorie は全然横路にされていた。実際いかなる Hundertschaftsgemeinde も存在しなかったがしかし Hundertschar は存在した。ただそれはその概念の本質的な制限をうける。そのような Hundertschar が Bezirksgenossenschaft に変形したのとはじつに Hundertschaft の Markgenossenschaft が形成され得た。裁判結合の全体性の意識がガウ君主の百人衆 (Hundertschar) によつて共に担われ、共に代表される限り、ガウ内でのまたは個々の裁判領域でのマルク共同体の所有権の形成のための憲法的な萌芽点が欠けていた。

### 2. Die neustrische Centena.

サラリカ法典では thunginus と centenarius の二人の裁判長があげられている。たしかにその点でサラリカ法典の原文 „thunginus aut centenarius mallo indicant“ (Lex Salica. 44. l. u. 46. l.) はねづきつづきか、その機能として「Gau と Hundertschaft はひとくく、また thunginus と centenarius は機能的一つ」とつた H. Brunner の見解<sup>(26)</sup>は支持されがたい。モロツインの国王の伯 (der königliche Comes) の部族法的な前任者としての thunginus は——都市管区と comitatus (Grafschaft) が等しいとつた当時の事情からして——都市管区の裁判主 (Gerichtsherr) であった。

フランク人はケルト人が „dunum“ と呼んでいた自治市 (municipium) を „tun“ と記し、municipium に対応して „tun-zinium“ と記してつた。

Centenarius はどこでどのような地位を占めていたであろうか。サラリカ法典では centena は述べられていないし、またなんらかの理由で存在していたとはみられない。六世紀のはじめには civitas (Stadt) 内部に裁判区は存在しなかった。そしてまた伯職管区 (comitatus) の下級管区への一般的な区分はカロリング時代にはじめて明白になる。comitatus のこのような下級管区への区分は古い civitates や Gaue より小さな伯職管区の形成と並行して行なわれる。

もっとも上述のように五九六年の Decretio Childberti II (§4-§5) に centena がでてくるがそこでは「もし窃盗が行なわれると centena は即座に価値を補償」、centenarius は centena と共に事件を追及するよう同じくとりきめらる。」(Ibid., §4) 又は「もし追捕中の centena が他の centena でまたは余の fidelis (Getreuer) の誰かの処で同じ追捕 (vestigium) を行ないまた他の centena に追跡し得ぬ場合には、罪人の盗人をひき渡すかまたはその価値をただちに補償し、また十二人と誓約し盗人の追捕からまぬがれるよう同じ判決をもってとりきめらる。」(Ibid., §5) といったものでそこでの centena の機能はラント平和保持の範囲を出ない。この centena は五五〇年頃のヒルデバルトとクロタール

Liberi homines, centena et centenarius

両国王間の平和保持の協約の場合と同様に警察目的のために住民の centena への区分が遂行され<sup>(27)</sup>、それは治安管区でありこれまでの Hundertschar の vigiliae vel vactae (Streifendienste 哨戒奉仕) や従士の追跡 (die Spurfolge der Trustis) の役までひきつける。H. Dannbauer はこのモロツイン時代の centena を公的な行政管区でなく王や大公の料地管区又はグルントヘルンシャフトの制度と考えているが F. Steinbach はこの治安保持の奉仕を thunginus から召集された平和保持の義務のある部族的代表者達の任務であり、そのために centena が創設されたと考える。

Centenarius はその従士 (Trustis) たちとともに平和破壊者を追跡し、そのような centena の境界を越え、その分邦の境界を越えて追捕する権利と義務をもつ。右の平和保持の協約の中でその形成を命ぜられた centena は何等裁判上の任務を果さず、警察管区の性格しかもたない。従ってノエストリアの centenarius はもはや緊急な臨時裁判の裁判官の長ではなく衆団の指揮者であり、また共同体の長にすぎなかった。ここではじめてゲルマン法において国家機関と自治体の自治の間の分離があらわれる。

公的な国家は裁判権を独占したが地方的な平和保持の任務はすでに移任の反対権や水、牧場及び通路の許可を委ねられていた隣保 (Nachbar) にまかされた。この隣保団体は centena の中にはじめてしっかりした地域の枠をうけとり、また場所の平和保持の中に政治的共同体の発展を決定的におしすすめる任務分野を得た。それ



は中世の自治体的自治の成立史であり、その起源の条件がここであ  
きらかになる。部族的な都市裁判官 *thunginus* のかわりに都市  
の領域に、王の伯があらわれたように以後国家公権の構成により、  
裁判における伯の官権的補助としてノエストリアでは下級裁判官  
(*vicarius*) が *centenarius* の代りにあらわれる。しかし同じ時  
期にえらばれた *centenarius* によって管理される警察の保安区が  
つくられた。したがって *H. Dannenbauer* が考えるように、ノ  
エストリアの *centeni* は、後期ローマの都市行政圏からのラーテ  
ン居住地域 (*Laetenstiedlungen*) の免除のなかにすでにその手本  
をもっていたと言いうことは全くありうることである。ランゴバルド  
の *arimanni* の類似性も拒否できない。

*Centeni* の拡大が主として王領地でのフランクの植民によって  
行なわれたと言ふ仮説も多くの妥当性をもつ。だが *Dannenbauer*  
が指摘するその拡大の用途は、個別的になお厳密な証明を必要とす  
る。

### 3. Das austrische Zentgericht.

アウストリアでは、*centenarius* が上級裁判への参加を主張で  
きたと言ふ——なお解明さるべき普及路からの——重要な偏差が生  
ずる。

アウストリアではゲルマンの *Hundertischar* と *centena* の関  
係はとくに顕著だと *F. Steinbach* は考える。しかし *centena* の

能を認めるとしても、ロウイング時代のアウストリアの *centena*  
が *Gerichtsgemeinde* であることについてはこれを的確に捕捉  
しがない。

東フランク帝国で *centena* の導入の際に、西部で完成された  
*centena* の保安警察の任務への制限が起らなかったという事実は、  
まずアウストリアではノエストリアと逆に国家と自治体的な保安組  
織の間の分裂が起らなかったという基本的区別を意味する。

五九六年後アウストリアでは *centena* は部族法の裁判共同体と  
して伯職領 (*Grafschaft*) の下級管区となる。 *Centenarius* はこ  
こでは *Lex Salica* においてそうであったように、緊急の臨時裁  
判の裁判官にとどまる。 *Centenarius* を上級の裁判から下級の裁  
判へおし下げようとするカール大王の試みは、ゲルマンの現場処置  
が強く主張されたので徹底しなかった。 *Centenarius* は補助者に  
なったが、ノエストリアの *vicarius* のように伯の官権的機関とは  
ならなかった。アウストリアの *centenarius* は臨時裁判や緊急裁  
判で伯の代理をなし得た裁判共同体の指揮者にとどまった。

従って古典学説からあやまって発展のはじめにおかれていた裁判  
共同体としての実際の *Hundertischarft* はカロリング時代にアウス  
トリアで成立した<sup>(29)</sup>。この *Hundertischarft* は存在したが、確かに  
ゲルマン古代ではなしに五九六年後にはじめて存在したわけであ  
る。しかし *centena* のゲルマン起源とその発展の連続性は明瞭で  
ある。

*Liberi homines, centena et centenarius*

導入はここでも本質的な変化を意味した。

*H. Brunner* が考えるように、すでに存続する人的な裁判共同  
体が、地域的な裁判管区に転化したただでなく、何よりもまず裁判  
共同体としての裁判臣下の全結合がこれまでの部族的な部族代表に  
かわる裁判君主の側におかれた。五九六年の *Decretio* で *cente-*  
*harius* は他の *iudices* と並んで裁判区の裁判長としてあらわれ  
てくる。アウストリアの *centena* は明らかに管区共同体であり、  
同時にまた衆団 (*Bezirksgemeinde und Schar*) であった。

注 *F. Steinbach* は、*si centena posita in vestigia in alia*  
*centena*、<sup>(30)</sup> の文言の中で *Hundertischar* の裁判共同体への転  
化を見だし、この転換は *centena* の導入を通じておこなわ  
れ、*centena* はこの際古く *Gerichtshundertischar* の機能を  
きうけると考えている。しかしこの点は *F. Steinbach* の行き  
すぎではあるまいか。 *Centena* の導入と追捕 (*vestigia*) の  
事実は認めねばならぬとしてもこのことから直ちにこの時期の  
*centena* が *Gerichtshundertischar* の機能を果すとつたこ  
とはいまだ断定し得ない。なおここで五九六年の *Decretio* と並  
んで *Lex Ribuarie*, 50 の *centenarius* の裁判官の機能がそ  
の拠点としてあげられ、*centenarius* はマウストリアでは *Hun-*  
*derischar* の地区共同体への転化のさいに、*centena* の導入に当  
って *Pactus pro tenore pacis* によって取り去られた裁判機  
能を保持したと述べられているが、*centenarius* の裁判官の機

ノエストリアとアウストリアの *centena* のちがった機能の根拠  
は、アウストリアでは、*centena* が導入された時期に治安保持へ  
の古い部族的な参加が損われず、一方ノエストリアでは *Frustis*  
(従士) がもはやその任務を考慮しなくなったこと、また第二に公的  
な国家思想が西部ではすでに強く地盤を得ていたということにあ  
る。上述の過程から六世紀末以来二つの機能のちがった *centena*、  
つまり治安警察の任務に限定された隣保共同体と部族的な上級裁  
判といった二つの現象形態がフランクの植民によって普及したこ  
とが知られる。

モーゼルランドの *Zendereien* とラインの *Honscharfen* は、  
ノエストリアの警察 *centeni* (*Polizeicentenari*) の後継者であり、  
単なる隣保共同体にすぎないが、中部ラインや東フランクの地方の  
*centeni* は、流血裁判の原型となったアウストリアの上級裁判共同  
体の継統及び模写である。

### 4. Hunria, Hundred und Hunhari

モーゼルランド地方で十三世紀に *Hunria* の名の古い上級裁判  
がみられる。これは陪審官なしに、直接共同体の長、つまり *Zender*  
の指揮のもとに農民の裁判集団 (*Dingvolk*) により裁判を行なう。  
それはカロリング時代以前の、部族的な上級裁判の遺物のように  
みえる。

イギリスでは十世紀以来 *hundred* の名をもつ裁判管轄区が証明

される。フリースランドで、フルダ修道院へのカロリング時代の寄進文書の中で *pago Klinghuntari* と言った地名があげられ、ルドウィヒと敬虔王の文書の中で *villa Cammingahuntari* がみられる。アレマンニエンでも七七六年——一〇〇七年の間に八つの異なった *Huntari* が現われる。之等はすべて人名と結合している。十一世紀以来、同じ *Huntari* の管轄区の記述がスウェーデンでもみつけられる。

おそらくフリースランド、アレマンニエン及びスウェーデンでは *centena* でない *centenarius* がまず導入され、その古いローマの称号の転用で *Huntari* と名付けられたのである。このことは *Gaufirsten* がメロヴィングの *thunginus* やその後継者である *comites* のようにその *Hundertstscharen* の先頭に特別な指揮者をつけようとしたときにおこったに相違ない。そしてフランクの *centena* の手本にしたがっての管轄区の形成や共同体の形成がゲルマン人の人格主義や等族的代表の原理への強い執着に関連して発展的にも第二番目にはじめて期待されるべきである。

*Huntari* は、古代の遺産が背後に作用していたフランクの文化的影響のもとで、アレマンニエンやフリースランドすでにスウェーデンやフランクの国家組織の導入以前に侵入した不変の地歩を占める裁判記号であった。つまりこの *Huntari* は *Gaue* の下部への最初の政治的なラント区分の想い出を確保している。

F. Steinbach の見解は大要右のようなものであり、Th. Mayer

の論者は当然この論文の批判をも含むこととなる。ただ先に掲げた私見からすれば F. Steinbach の立論の妥当性をしばらく保留してカロリング時代の *Liberi homines, centena, centenarius* の特異性としての *Gerichtsgemeinde, Gerichtsvorsteher* の機能がここで浮き彫りにされていることは多くの難点があるとしても注目に値する。

#### 四 Th. Mayer, Staat und Hundertschaft in fränkischer Zeit.

ゲルマン及び初期中世国家の学説は大きく転換をとげ Heinrich Brunner や Ulrich Stutz をもってその代表者とされたドイツ法史の古典学派の時代はすでにすぎ去った。しかし H. Brunner の労作は勿論その標準的なものである。

それ以来素材の組織的な構成や説明にはなく、ダイナミックな諸力の発展史的な把握に向けられた研究がますます多く歴史家から取りあげられるようになった。しかし新しい研究は以前の労作も一度問題にする。

H. Dannenbauer は G. Freih. v. Dungen が中世についてたてた理論を早期にまで拡張している。両者の見解によるとドイツ民族の国制は貴族支配 (*Adelsherrschaften*) によって規定されている。

ゲルマン人の原始民主主義のロマンティックな夢はさめて、A.

Dopsch がこの学説を攻撃して以来、高位の及び下位のまたは貧しい及び富める君主と隷民が存在したことが明らかになった。H. Dannenbauer は特に個人の権力に基づき、さらにそれを根拠づけ、ついで之等の人々が保護を与え、また支配を達成することができた *Flechtburgen* を指摘している。

ここで再び H. Dannenbauer と F. Steinbach の見解を繰返す必要はあるまい、ただ両者はゲルマン人の *Hundertschaft* の完全な拒否で一致している。両者は確かにすでにゆらいでいた古典学説の束縛からの解放を齎らし、古い時代の社会構成や国家構造についての全体の像がそれによって保持されていた支柱をとりはらった。従って新しい建物をたてることますます焦眉の問題となっている。

Th. Mayer は、原始ゲルマンの *Hundertschaft* と言ったものは存在しなかったといった Dannenbauer と Steinbach からなされた証明を全く確実であると考え、またそれに完全に賛成している。同様にゲルマン人の初期の国家構造が貴族の支配から規定されたと言ふ Dannenbauer の仮説と基本的に一致する、ただ少なくとも歴史家の接近しうる時代の之等の貴族支配を国家として、乃至は多少独裁的な組織としてではなく、むしろ全システムを包括する国家内部の広汎に自動的な制度と記しうると言う制限がつく。

しかしこのような貴族支配の学説は(貴族支配のもとでの)共同体内部の民主的な制度についての Steinbach の見解に矛盾しない

*Liberi homines, centena et centenarius*

い、だが之等の共同体に広汎な権限を帰したりあるいは十九世紀の見解を古い時代にもち込んだりしてはならない。

メロヴィング時代の国制史のための最も重要な資料グループは部族法、つまり *Leges* であるが、之等の *Leges* にしろ *Capitularia* にしろ完然に満足なものが存在しないといった点で困難がある。だがそのような事情を考慮するとしてもサリカ法典にもトルのグレンゴールの記述史にも「*centena*」が述べられていない。そしてサリカ法典 (C. 44. 46.) で *thunginus* と並んで裁判を行なう *centenarius* がみられるにすぎない。

この *thunginus* と *centenarius* が同一の人格か否かについて、もし *centenarius* が後代のものとするとその意味が全然ちがってくる、つまりそれは両者の並行関係でなく前後関係が問題となるからである。そのような観点からすると *thunginus* の後に、*aut centenarius* とあるのはもはや普通でない、*thunginus* と言う言葉の説明であると言い得る。しかしこの発展史的变化は、*thunginus* → *index* → *centenarius* (*als Richter*) のように *index* を入れて考察すべきである。八世紀の半ば以前王室文書に *Zentnar* が述べられていないのは、偶然でも無意味でもない。それまで *index* が裁判官であり、*Zentnar* が *Richter* ではなかった。更に六世紀のはじめ以来 *thunginus* の名称はもはや見出されない。このようにして *thunginus* はあとで *index* と呼ばれ、*Zentnar* はあとで裁判官の機能を果たす役人であった。しかし機能

が同一でも法律上の同等な地位を意味しない。thunginus は一般に Volksbeamter (部族役人) とみられ、そのすぐれた社会的、政治的地位によってこの機能をもった Dannenbauer も亦それを暗示している。<sup>(31)</sup> しかしこの thunginus を主から任命された役人と記してはならない、その点が最も重要なのである。このことは centenarius には妥当しない。

八世紀にはじめて書式集 (Formulae) にあらわれる centenarius の資料の範囲では、centenarius はつねに伯の下位におかれた。Capitularia の centenarius も同様である。上等のいかなる資料でも centena は部族民の制度と記されず、centenarius は部族役人と記されない、それは決して伯に対立せず、伯の下位におかれ、初めて伯の下級役人に転落するわけではない。centena はフランク王国では、王の制度であり、従って centenarius はフランクでは部族の役人でなく常に国王の役人であり、それは軍事組織から出てきたもので、裁判制度から出てきたものではない。では centenarius はいかにしてまたなぜ裁判制度に編入されたのであろうか。Centenarius の裁判への編入を示すものとして Spurfolge があげられる。しかしこの Spurfolge は元来私的な仕事として、自衛のためにおこなわれた。それが王や fideles (Getreuer) Vasallen (封臣) の所領で、その trustes (Königsfolge) から centena が形成され、その先頭に centenarius がおかれた。このようにして Spurfolge のいわば国定化が行なわれた。従

って centenarius は緊急裁判処置にひきこまれ、そこで裁判活動が展開することとなる。

F. Steinbach は自治体的自治について述べているがこの時代の自治体的自治について述べることは無理である。F. Steinbach は centena が古い Gerichtshunderschar の機能をひきうけた証拠を五九六年の Decretio の中にみているが、<sup>(32)</sup> 全く centenarius aut quislibet index と述べられている Decretio C. 9. を考慮してそれには賛成できない。

H. Dannenbauer の見解では、centenarius の活動は王料地に集中されたことになつてゐる。しかし Spurfolge は六世紀に王料地の管轄を越えて貴族の支配地に侵入して行なわれた。五九六年の Decretio によると index も亦追捕 (Spurfolge) に参加した、しかしそれは主として centenarius の任務であつた。ラントの平和保持に多少抵触する追捕のような行為はたしかに権力手段を前提とする。centenarius が一般的な召集権をもつたと言ふ証拠は何もない、むしろ国有地に居住する人々に命令したと考えるべきである。

Capitulare de villis. C. 62. やプリュム修道院の賃子帳<sup>(33)</sup>で centena がみられるが、その centenarius がグルントへの役人となることもありうる。

しかし Pactus pro tenore pacis と Decretio von 596 の centenarius は純粋な王の役人であり、王料民への命令権所有者

であつた。従つて centenarius と王の役人でなかつたサリカ法典の thunginus 間では基本的な差異が生じた。

伯の下級管区としての centena と同じ Lex Alamannorum C. 36. P. 1. は、「集会は古く慣習に従つてすべてのケンテナで伯又はその代理人の面前でまたケンテナリユウスの面前で行なはし。同集会の期日は土曜から土曜におこなうか伯またはケンテナリユウスが欲する日におこなうべし。」とのべている。然し同章の二では index in mallo publico と述べられている。

右の卅六章の一は定期集会 (das echte Ding) に関係がなく、そこでラントの平和保持がのべられる臨時集会 (ein gebotenes Ding) に関係がある。しかし malus publicus つまり das ordentliche Gericht または das echte Ding は index が之を管轄した。index は人民の同意により太公から任命された。カール大王も下級役人がえらばねばならぬと述べ、centenarius もあげられている、しかるに伯の選挙については述べられていない、しかし伯は選挙に基づき役人を任命した。

メロヴィング時代に index と centenarius が二人のちがった人格及び役人であつたことはたしかである。Lex Alamannorum の centenarius は pactus pro tenore pacis の centenarius と同様、王又は太公の役人であつたが、index は人民が (選挙をとおして) その任命に参加したかぎりにおいて Volksbeamter (部族民又は人民の役人) と記されねばならない。リプアリア法典 (五〇

Liberi homines, centena et centenarius

章) の centenarius は F. Steinbach が想定するように Hundertschar の Bezirksgemeinde への転換後の Bezirksgemeinde の centenarius の裁判活動と何の関係もない。この種の centenarius は七世紀の前半に ordentlicher Richter として centenarius が活動してゐたことの充分な証拠にならない。

フランクの伯についてはここでは省略する。<sup>(34)</sup> たゞここで「メロヴィングの伯はその社会的な地位にしたがえば grosse „Herren“ であつたことは疑いない。伯は一般に高度な国家役人であるのをねとする。伯職の発展や拡大は王への奉仕や王から発する罰令権の権能にその根源を求むべきで、自生的権力をもつ貴族的勢力者としての自主的な地位に求むべきでない。」<sup>(35)</sup> をあげておこう。そしてその線上には伯とケンテナリウスは王の制度であり、そのようなものとして古い原始的な貴族支配や貴族指導に基づく部族制度に対立しており、両者は同じ時期以来あげられており、両者はその活動において緊密な関係に立つ。さらにまた両者はフランク帝国のドイツの諸地域での決定的な国家改革をあらわす。

ニーダーラインやモーゼル地方で多くの Honschatten や Zenderien が存在したが、それはなんとしても Pactus pro tenore pacis 又は Decretio von 596 のケンテナリウスとの関係を説明するのに充分でなく、また F. Steinbach の上述の説明に合致するような自治的な管轄区ではない。プリュムの賃子帳の centena が示すようにそれは多く領主制から由来している。もつ

ともの Die Primer Centeni はさらに王料地や王の寄進にかのぼることができるとある。しかし centeni や Hunria の問題について広汎な特殊研究がこれを解決しないかぎり、ラインローゼル地域にはフランクやカロリング時代よりもっと古いケンテナは証明されないとすること満足せねばなるまい。六一七世紀からの Hunfaren と呼んだ制度はこの地域では知られていない。

ヘッセンやライン上流地方とくにエルザスからは、カロリング時代以前の Hunfaren も Hundertschaft も知られていない。それ故 centena はすでに早くフランク帝国に所属していたドイツ地方には起らなかった制度であるようにおもえる。つまりこの centena の制度は、このドイツの地域がフランク領となった時期には、すなわち六世紀には普通でなかった制度であった。

メインでの東フランク地域の制度はちがっていた。もともとアレマン人の居住地域はメイン河までひろがっており、チャリング人が他の側に住んでいた。アレマン人が南方におしよけられた時、チャリング人は、五三二年にうちまかされたので、フランクの主権しかもとめなかった。チャリングの太公は七一四年までウエルツブルグに住んでいた。従ってこの時点以前にはメイン地域へ一般にフランクの制度が移植されたと言う仮定にはなんらの根拠もない。しかしフランクの制度はメイン河の南方ではすでに適用されていた。

フランクの植民の過程とその結果についてはよく研究されているが、ただその個別的な年代の確定は全く明瞭でない。しかしフランク

の centenarius と同じに伯職の下部の裁判を行なうと言ったことは何も示唆していない。バイエルンの伯職の下部組織は何と言いか、それがいかなるひろがりをもつかは不明である。バイエルンの裁判は伯職裁判で、各伯がその多くをもつ個々の集会所で交互に行なわれた。

八世紀の半ば以前の文書や書式集が centenarius について完全に沈黙しているのは、これらの諸資料の現代への伝達がわるいのではなく、"centenarius" と呼んだ裁判官や役人が当時居らなかったからである。

アレマンニエンの Hunfaren は七世紀の始めに全フランク帝国を支配したダゴベルト一世のもとで、ローマの古い制度への関連が可能なる若干の地方である組織がたてられたことを証明する。Hunfaren は、アレマン人が土地占拠のさいにたずさえてきたか又は導入した原始ゲルマン人の制度であったと言ふことはもちろん真実だとはおもえない。フランクの公的な行政組織の最初の波が終ったとき、Hunfaren は原始的な(部族的な)官職の所有者の自生的な支配 (allodiale Herrschaft, adlige Grundherrschaft) となった。

最後に H. Dannenbauer は、彼が "Freie" 又は "Königsfreie" と記している Königszinsler と呼ぶ述べているが Vollfreie (ingenuus) 又は彼自身が使用している "gewöhnlichen Freien" と呼ぶ何れもその法的な又社会的な地位を説明していな

Liberi homines, centena et centenarius

クの全土にわたって多くの王のホーフが配分されており、小さな原生ガウ (Urfaue) の中心となった。そして之等の王のホーフは、一面では政治的なまた経済的な点でラントの把握に役立ち、他面では軍事的保全や駐屯奉仕の支点となった。チャリングゲンの太公の消滅によって徹底的な新制度の路がひらかれ、カール・マルテルのもとでまたカール・マルテルによってはじめてフランクの行政組織による全領域の決定的な且つ完全な把握が行なわれた。従って後代に、封鎖的な網として中フランク、上フランク内の全土を擁う伯領や centena がみとめられ、八世紀の後半での伯職制が証明される、しかしこのような組織がカール・マルテル以前の時代から生じたと言ふ仮説には何らの根拠もない。しかもカール・マルテルのもとでさえその組織が全領域の封鎖的な網をあらわしたか否かが、問題である。行政制度はカール・マルテルの後に完成する。

チャリングゲンでは伯は太公の消滅後政治的支配を掌握し、フランクの国家的植民と裁判制度の結合が明らかにみとめられる (Sollinger, *ibid.*)。Centena を古い Hundertschaft にもどすことは完全に拒否される。このような発展の同じ諸力はザクセンでも確定される。

バイエルンの資料では Hundertschaft がみられない、バイエルンでの centena の記述は用いられなかった。バイエルン法典は centurio を知っているがそれは伯の命令権のもとでの軍事的な下級司令官にすぎず、伯の補助機関とちがったものだと、フランク

い。フランク社会で Vollfreie のための余地があったか否か、また Königszinsler と Vollfreie の比重如何について問題がある。

このような国制上の諸制度の発展の基本的な線はいたる処で同じように貫徹したわけでない。アレマンニエンの、バイエルン、ザクセン等々でそれぞれ多様なまた異なったテンポの展開をとげた。

Comes と centenarius は後で die monarchisch-zentralistische Verwaltungsapparate から die adlig-autonomische Gruppe におしこまれた。

Theodor Mayer の、国制の展開に対応する、きわめて難解な国家構成の進展とそのダイナミックな推進力の問題をしばらくおくとしても、この労作は今後の研究課題となる不明な点とすでに明らかにした点の限界を示してくれる。その際政治又は歴史のダイナミックな推進力が王又は貴族支配におかれるかフォルクスゲマインデにおかれるかは部族法典の成立の問題と共に国制史においての重要な又決定的な点であつた。Th. Mayer-H. Dannenbauer-F. Steinbach—Th. Mayer の研究方向の基本的な線は、

前稿においてドイツ中世史の "aristokratisch-hochkirchliche Prägung" 並びに Herrschaft と Gemeinde の並行的な伸張関係を確認したわけであるが今またこれの die dynamischen Kräfte としての Adels herrschaft とそのような貴族支配のものとにおける Gemeinde 内部の民主的な制度の並行関係が再確認され

